

第 1 章 目的と位置づけ

1.背景と目的

人口減少や既存建築物の老朽化、社会ニーズ及び産業構造の変化に伴い、居住その他の使用がされていない「※空家等」が年々増加し、全国的に様々な問題が生じてきたことから、国は、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）を制定し、これを契機に、全国の自治体において本格的に空家等対策に取り組むこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本市においても、平成28年度に全市的な空家等実態調査を実施し実態把握に努めるとともに、空家特措法に基づく「津久見市空家等対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置し協議する中で、市民の生命、身体及び財産の保護を基本に、危険な空家等の除却による市民生活の安全・安心の確保、空家等の利活用などによる移住・定住促進等を目的として、空家特措法に基づき「津久見市空家等対策計画」（以下「本計画」という。）を平成30年2月に策定しました。

本計画に基づいた取組として、平成28年度から実施している危険空き家等除却事業は、これまで49件（令和5年1月現在）の実績をあげ、また、空き家情報バンク制度も徐々にではありますが利用件数が増加傾向にあると言えます。このように、一定の成果は見られるものの、計画策定から5年を経過した現在では、更なる少子高齢化・人口減少により、増加傾向にある空家等の中でも、所有者・権利者の特定が困難など対応に苦慮しているケースも多く、空家等を取り巻く状況は厳しさが増しているといえます。

そのようなことから、空家等の管理については、第一義的に所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の責務であることを念頭に置き、空家等の有効活用、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については所要の措置を講ずるなどの取組をこれまで以上に強化していくため、令和4年度空家等実態調査を踏まえ、本計画を改訂します。

※空家等とは…居住その他の使用がなされていない建築物又は附属する工作物及びその敷地

2.位置づけ

本計画は、空家特措法第6条の規定に基づき、国の基本指針に即して、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針として改訂するものです。また、「第5次津久見市総合計画」等の各種計画との連携・整合性を図ります。

